

〔入賞診断指導事例〕

A 社における安全衛生指導事例

労働安全・衛生コンサルタント 服 部 富士雄

1. 事業の概要

今回の対象の事業場の概要は次のとおりである。

- (1) 社 名：A 社
- (2) 所 在 地：東京都
- (3) 業 種：ガラス製品製造業
- (4) 主要製品：食器及び雑貨
- (5) 従業員数：約50名

2. 依頼の端緒又は経緯

当事業場が、従業員50名になったのを契機に選任された産業医から、人を介して工場診断の打診があり実施した。産業医としては、就任に当たり現状に関する参考意見を求める意味でコンサルタントの診断指導が欲しかったとのことであった。

事業場側から契約として申し出があったのは、「診断指導を仰ぎたいが、経費の関係で顧問契約ではなく1回だけの診断指導」ということであったが、当方からは「①予備調査（下見）を行う。②当方の立会いのもと環境測定を実施。③測定結果を踏まえて診断指導を行う。④進捗状況把握と指導の追加・修正のための中間チェックを行う。⑤最終チェックによる確認、の5回現地に行くのをワンセットにすること」に変更してもらった。

3. 安全衛生管理上の問題点

事業場にて工場長、製造課長、事務課長に面談。工場の安全衛生の考え方や現状を聴く。引き続き関係書類を拝見し工場の現場を下見した。工場側の考えは、体制・教育・設備等に関して自分たち

なりに最善を尽くしているつもりであるが知識・経験等の不足から、不備な点があれば指導してほしいとのことで、安全衛生について前向きであった。工場の労働災害の発生はないとの由であった。

また、併せて工場の経営状況を聴いた。仕事量は底打ち感が出てきたが受注単価は厳しく決算はまだ赤字であり、設備に関しては補修やレイアウト変更はしてるが新設はここ数年ないこと、人員削減は数年前に実施、昨今は将来を見越して少し増員していること等が分かった。

これと平行して産業医に面談し打合せを行った。事業場の状況は概略次のようなものであった。

(1) 主な有害作業・危険作業

- ① 粉じん（珪物性粉じん）
- ② 特定化学物質（三酸化砒素）
- ③ 鉛化合物（酸化鉛）
- ④ 騒音

(2) 安全衛生管理体制

① 選任関係

イ. 従来から（50名未満の時から）選任

○ 作業主任者

ロ. 新たに（50名になってから）選任

○ 総括安全衛生管理者

○ 安全管理者

○ 衛生管理者（従業員中の有資格者）

○ 産業医

② 安全衛生委員会

○ 従来から開催している。

○ 開催は、従来半年に1回だった。

○ 委員は労使同数ではない。

③ 騒音職場の耳せん着用率を100%へ

(2) 診断指導事項

1) 安全衛生管理体制

安全衛生委員会に関して

イ. 委員は労使同数とし、かつ、産業医も委員に選任すること。

ロ. 毎月1回開催すること。

2) 各課別（部門別）

① 第1課（調合部門）

イ. 原料投入時に発生する粉じん対策として、レイアウト変更時に移動していない局所排気装置のフード位置を発生源の位置に移すこと。

ロ. 局所排気装置の定期自主検査を早急に行い、以後1年に1回実施すること。

ハ. 雑物置場を撤去し、2次発じんを防止すること。

ニ. 床清掃時の真空掃除機使用及びダクト上面たい積粉じんの毎月清掃により2次発じんを防止すること。

② 第2課（成型部門）

第1ラインの従業員全員が耳せんを着けていないのは、隣接の第2ラインに比して自分のラインの音が低いので騒音は大したことがないと感じるためと思われる。騒音職場なので、次のことを実施すること。

イ. 第1ラインも騒音職場であることの認識をさせるため、騒音教育を実施する。

ロ. 第2課に、「第3管理区分」及び「耳せん着用職場」の掲示をする。

ハ. 第1～2ライン作業員全員に耳せんの完全着用をさせる。

C. 中間チェック時（診断半年後）の指導

(1) 診断指導目的

前回指導事項の実施状況をチェックすると共に、前回指導的に行っていなかった作業があったり、指導の結果修正が必要となった事

項が出てきた場合、追加修正指導を行う。

(2) 前回指導事項の実施状況

① 前回の指導事項は、ほぼ実施してあった。

② 中間チェック診断指導測定結果

2-1. 作業環境測定結果

◎第1課（調合部門）

粉じん：第2管理区分（向上した）

特化物：第1管理区分

酸化鉛：第1管理区分

騒音：第3管理区分（91dB）

◎第2課（成型部門）騒音

第1ライン：第3管理区分（94dB）

第2ライン：第3管理区分（103dB）

2-2. 耳せん着用率

◎第1課：0%（0/1）

◎第2課 第1ライン：33%（1/3）
（向上）

第2ライン：100%（3/3）

(3) 診断指導事項

1) 施設及び設備

① 第1課（調合部門）

粉じんについては第3管理区分から第2管理区分に向上したとはいえ、まだ十分とはいえないので、追加指導をした。

また、クラッシャーについては、前回操業しておらず、今回始めて指導を行った。

イ. 原料空き袋整理時の発じん用の局排
原料投入後、原料の空き袋を整理する際に粉じんが発生するが、ここに局排がない。局排を設置すること。

ロ. クラッシャー

・安全上、保護眼鏡のみならず、硬質アクリル製の面を着用すること。

・騒音測定結果、91dBであったので、騒音職場（掲示、耳せん着用、健診）とすること。

② 第2課（成型部門）

耳せんの着用率向上のために、次のことを実施すること。

